

「上田市税条例第46条の4」の規定により、給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例について要件を欠いたため届出します。

[illegible]

① 要件を欠いた日	年 月 日
② 要件を欠いた理由	※該当番号に○をしてください。 1. 事業所全体で給与の支払いを受ける者が10人以上となったため 2. その他（理由： _____）

- ・この届出書を提出した日の属する納期の特例期間から、承認された効力は全て自動的に失われます。再度、納期の特例を受けようとする場合には改めて申請してください。
- ・この届出書を提出した日の属する月以降の特別徴収税額の納入については、通常どおり特別徴収月の翌月10日に戻りますので御承知おきください。

12～2月分 → 4月10日まで 3～5月分 → 翌月10日まで

- ・退職及び休職により、納期の特例要件を欠いた場合については、別途「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。

(↓ 以下、上田市処理欄)						
起案日	年 月 日			決定区分	☐ 承認	☐ 否認
特別徴収義務者の申請に基づき、地方税法第321条の5の2の規定により、納期の特例の承認効力は自動的に失われたため報告します						
税務課 決裁欄	課 長	係 長	担 当	処理結果	月分（ 月 日 納期限） から毎月納入に切替	☐ マスタ登録済
収納管理課 合議欄	課 長	係 長	担 当			